

公営企業型地方独立行政法人の設立時の資産評価に関する規定・通知等

○有形固定資産については、原則として時価評価＝償却後再調達原価

○ただし、事業用資産については、時価の算定が実務的に困難な場合等においては、償却後残存価額（簿価）によることも可能

○減損が生じていると認められる場合には、将来キャッシュ・フロー（料金収入及び設立団体からの運営費負担金）を見積もり現在価値に割り引く方法により評価した額（割引現在価値）によることも可能

【地方独立行政法人法】

（財産的基礎）

第6条

- 4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。
- 5 前項の評価に関し必要な事項は政令で定める。

（移行型地方独立行政法人の権利及び義務の承継）

第67条

- 3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。

【地方独立行政法人法施行令】

（出資財産の評価の方法）

- 第1条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（承継財産の評価の方法）

- 第10条 設立団体は、法第67条第3項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

【公営企業型地方独立行政法人における地方独立行政法人法第 67 条第 3 項に基づき設立団体が行う承継時の資産評価基準】

(地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて(平成 16 年 4 月 1 日総財公第 39 号 公営企業課長通知)別紙)

第一 時価主義

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人の成立時において、貸借対照表に記載する設立団体から承継される資産の価額については、原則として、当該設立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額を基礎として計上しなければならない。

第二 無償取得資産の評価

譲与、贈与その他無償で取得した資産については、移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額を基礎として計上しなければならない。

第三 有形固定資産の評価

1 移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人の成立時において承継された有形固定資産については、原則として時価(償却後再調達原価をいう。第三から第五までにおいて同じ。)をもって貸借対照表価額としなければならない。

ただし、事業用資産については、時価の算定が実務的に困難な場合等においては、償却後残存価額(簿価)によることも可能とするほか、減損が生じていると認められる場合は、将来キャッシュ・フロー(料金収入及び設立団体からの運営費負担金)を見積もり現在価値に割り引く方法により評価した額(割引現在価値)によることも可能とする。(注 1)(注 2)

<注 1> 「時価の算定が実務的に困難な場合等」について

事業用資産に係る販売市場又は購入市場が存在しない場合であり、例えば、当該地域における管等(水道事業における水道管、鉄道事業におけるトンネル等)の埋設工事等の費用の見積もりが困難と考えられる場合等である。

<注 2> 移行時における事業用資産の具体の処理方法

移行型地方独立行政法人である公営企業型独立行政法人の成立時において、承継される事業用資産(移行前に地方公営企業が補助金等を充当して取得した償却資産に限る。)の会計処理(当該補助金等を資本剰余金に計上している場合に限る。)については、以下のとおりとする。

(1) みなし償却(地方公営企業法施行規則第 8 条第 4 項に規定する減価償却額の

算出方法をいう。以下同じ。) をしている場合においては、当該事業用資産のうち補助金等相当部分を公営企業型地方独立行政法人の設立時において、設立団体から譲与されるものとし(したがって、当該事業用資産のうち補助金等相当部分については、移行時に承継される権利に係る財産とはならないものとなる。)、上記第二により設立団体が評価した価額に見合う分を貸借対照表の資産見返負債に計上するものとする。また、貸借対照表への計上後は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(平成16年総務省告示第221号)の第82及び注解57の考え方を踏まえ、公営企業型地方独立行政法人の業務の進行に応じ、毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返負債戻入として収益に振り替えるものとする。

(2) みなし償却をしていない場合においては、補助金等相当部分を含めた事業用資産の全てを移行時に承継される権利に係る財産とする(したがって、当該承継される権利に係る財産の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額は、設立団体から出資されたものとなる。)

2 有形固定資産の時価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。

3 地方公共団体からの現物出資として受入れた固定資産については、移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額を基礎として計上しなければならない。

第四 無形固定資産の評価(略)

第五 たな卸し資産の評価基準及び評価方法(略)

第六 有価証券の評価基準及び評価方法(略)

第七 貸付金等の貸借対照表価額(略)

公営企業型地方独立行政法人の設立時出資財産の評価状況

(単位:百万円)

		宮城県立子ども病院	山形県・酒田市病院機構	大阪府立病院機構	岡山県精神科医療センター	北松中央病院	那覇市立病院
土地	設立前	0	2,063	1,541	1,283	207	1,348
	設立時	1,487	5,332	28,325	1,404	402	3,652
	差額	1,487	3,269	26,784	121	195	2,304
	評価方法	不動産鑑定士評価 (取引事例比較法及び収益還元法を勘案して評価) ※独法化前は一般会計から無償貸付 (台帳価格を確認中)	不動産鑑定士評価 (原価法)	不動産鑑定士評価 (取引事例比較法及び開発法を勘案して評価(開発法価額を重視))	不動産鑑定士評価 (取引事例比較法により評価)	評価委員等(税理士・企業経営者・銀行支店長。以下同じ)の評価 (固定資産税評価額を用いて積算している模様)	不動産鑑定士評価 (取引事例比較法、開発法及び原価法を勘案して評価)
建物	設立前	4,617	12,423	26,844	5,554	2,394	4,799
	設立時	4,617	10,077	32,557	5,065	2,395	2,062
	差額	0	▲ 2,346	5,713	▲ 489	1	▲ 2,737
	評価方法	不動産鑑定士評価 (原価法(ただし、建築後2年であり減価修正額は零))	不動産鑑定士評価 (原価法)	不動産鑑定士評価 (原価法) ※原価法による再評価で評価額が増えた建物があった(+649) ※一般会計から無償貸付されていた建物があった(+5,840)	不動産鑑定士評価 (原価法)	評価委員等の評価 (詳細不明)	不動産鑑定士評価 (土地と同じ)
その他	設立前	6,371	4,573	(4,833)	343	1,054	(2,019)
	設立時	6,371	4,246	(4,833)	305	648	(2,019)
	差額	0	▲ 327	(0)	▲ 38	▲ 406	(0)
	評価方法	建物に同じ	外構等は不動産鑑定士評価 医療器械等は簿価 (維持管理の状態等から簿価でよいと思われる旨不動産鑑定士から助言を得た)	※出資ではなく無償譲渡として簿価で計上	不動産鑑定士や公認会計士の意見を元に評価 (基本的に簿価。一部減価償却を行っていないかつたものについて減価償却を行うとともに、残存価額が10万円以上のもののみ計上したことにより減額が発生)	評価委員等の評価 (定額法→定率法により再計算している模様)	※出資ではなく無償譲渡として簿価で計上

団体名：大阪府

(単位：百万円)

	種別	独法設立時 評価額	独法設立 前の簿価	地方債償 還残額	備考
土地	土地(総合医療C)	7,273	412		
	土地(呼吸アレC)	3,210	44		
	土地(精神医療C)	4,795	151		
	土地(成人病C)	7,044	934		
	土地(母子C)	6,003	0		
	計	28,325	1,541		
建物	建物(総合医療C)	13,760	13,111	11,293	承継時に既に償却完了済みの資産の評価額 812
	建物(呼吸アレC)	4,008	4,484	391	” 789
	建物(精神医療C)	987	1,212	0	” 685
	建物(成人病C)	7,962	8,037	1,500	” 855
	建物(母子C)	5,840	0	2,613	” 624
	計	32,557	26,844	15,797	” 3,775
その他	医療機器等	4,833	4,833		
		0	0		
	計	4,833	4,833		